短期の前払費用の活用

前払費用は、税務上「一定の契約に基づき継続的に役務の提供を受けるために支出した費用のうち当該事業年度終了のときにおいてまだ提供を受けていない役務に対応するもの」ということで位置づけられており、経理上は損金ではなく資産として計上することになっています。

しかし、その例外ともいえるのが『短期の前払費用』です。
これは、前払費用ではあるが、支払った日から 1 年以内に役務(サービス)の提供を受ける分を支払った場合には、支払った時の損金にしてもいいという取扱いです。

＜活用事例＞毎月のリース料が 50 万円あるとします。
3 月決算の会社は 2 月までに 11 ヶ月分の 550 万円をリース料として経費にしています。

ここで 3 月にリース契約を年払いに変更して翌 12 ヶ月分の 600 万円をリース料としてリース会社に支払います。

この場合、その年の決算までに損金にできるリース料は 23 ヶ月分の 1,150 万円ということになります。

リース料以外には地代家賃や生命保険料などがあります。
また毎月末を期日とする支払手形（約束手形）を 12 枚振り出す形にしておけば、キャッシュフローに影響を与えずに節税することが可能となります。

＜注意点＞次期の決算でもこの処理を継続しなければなりません。
来期は利益がなさそうなので、また以前の前払費用として資産に計上しようという事は出来ません。